

# 子どもの読書推進活動支援事業実施要綱

公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金

(趣旨)

第1条 子どもの読書離れが指摘されていることに鑑み、子どもの読書を推進する取組の裾野を拓げ、夢や想像力、豊かな感性を育み、子どもの健全育成を図ることを目的とした活動を支援する。

(助成対象活動)

第2条 子どもの読書を推進するため、次の活動経費を助成対象とする。

- (1) 継続的な読み聞かせ活動
  - (2) 子どもの読書に関する研修会（団体構成員のみを対象とした研修は除く）
  - (3) 子どもの読書の振興普及等を行う活動（読書まつり等）
  - (4) 民間が管理運営する文庫（個人が管理運営する文庫を含む。以下、「民間文庫」という）の子ども向け図書を増冊
- 2 前項の活動のうち、次の活動は助成の対象としない。
- (1) 国、県などから助成金や物品の提供を受けている活動
  - (2) 政治、宗教、営利を目的とする活動

(助成対象者)

第3条 子どもの健全育成を目的として、県内で子どもの読書推進活動を行う民間の団体、グループ及び民間文庫とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（第1号様式）により、別に定める日までに（公財）明治百年記念香川県青少年基金代表理事（以下「代表理事」という。）に申請するものとする。なお、助成金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 活動計画書（添付書類様式1）
- (2) 収支予算書（添付書類様式2）
- (3) その他代表理事が必要と認める書類

(助成金額)

第5条 助成金額は、助成対象と認められた経費（以下「助成対象経費」という。）の額とし、10万円を限度とする。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、助成対象事業を実施する経費のうち、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、保険料、手数料とする。報償費、旅費、食糧費を必要とする場合は、事前協議を要する。また、次に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 継続的な団体等の運営費
- (2) 備品購入費（申請者の資産となるような物品の購入費）
- (3) 参加者個々に係る経費（参加記念品代、施設入場料、宿泊費等）

(助成金額の決定)

第7条 代表理事は、第4条の規定により提出された交付申請書等の内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたものについて、予算の範囲内で助成金の交付額を決定し、申請者に対して通知するものとする。

(変更承認申請等)

第8条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、活動を中止又は活動の内容を変更しようとするときは、助成金交付変更（中止）承認申請書（第2号様式）を代表理事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、助成金額の増減を伴わないもの及び助成目的を損なわない活動計画の軽微な変更については、この限りでない。代表理事は、この承認をする場合において、必要に応じて助成額を変更し、又は条件を付することがある。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、活動が完了したときは、実績報告書（第3号様式）を、活動が完了した日から起算して30日を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに代表理事に提出しなければならない。なお、実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 活動報告書（添付書類様式3）
- (2) 収支決算書（添付書類様式4）
- (3) その他代表理事が必要と認める書類

(助成金の交付)

第10条 代表理事は、前条の書類を審査して交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知し、通知を受けた助成事業者は、速やかに請求書を代表理事に提出する。

第11条 代表理事は、前条の請求書の提出があったときは、助成金を交付するものとする。ただし、代表理事は、活動計画のうち主たる活動が完了したときは、助成金の概算払ができるものとする。

(助成金交付決定の取消し等)

第12条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付の決定を変更し、若しくは取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反し又は不正の行為があったとき。
- (3) 活動の成果が著しく不良であるとき。
- (4) 活動を遂行する見込みがなくなったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成15年4月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。